

一般貸切旅客自動車運送事業更新許可申請にかかる 法令試験問題

令和7年3月28日（金）

注意事項

1. 試験時間は14時00分～14時50分です。
2. 解答は問題用紙の解答欄に記入して下さい。
3. 開始時間までは、問題は開かないで下さい。
4. 運転免許証等は、机の上に出しておいて下さい。
5. 筆記用具、自動車六法以外のものは机の上に置かないで下さい。
6. 質問等のある方は、静かに手をあげて下さい。
7. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場していくこととなります。なお、試験は不合格となります。
8. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源は切って下さい。
9. 試験会場は禁煙です。
10. 試験会場からの退場時は、解答用紙を裏返して他の受験者に迷惑とならないように静かに退場して下さい。

内閣府沖縄総合事務局

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

試験実施日 : 令和7年3月28日

受験者名 : (事業者名)

(氏名)

問1 次の問題に答えて下さい。

1. 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として選任してはならない者として法令で定められている者を1つ記入しなさい。

(運輸規則第36条)

日々雇い入れられる者、二ヶ月以内の期間を定めて使用される者、

答. 試みの使用期間中の者、14日未満の期間ごとに賃金の支払いを受ける者

2. 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、旅客自動車運送事業に関する秩序の確立に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを国土交通大臣が定める区域ごとに、かつ、旅客自動車運送事業の種別ごとに、()として指定することができる。 (道路運送法第43条の2)

答. 旅客自動車運送適正化事業実施機関

問2 次の文章のうち正しいものには○、誤っているものには×を()内に記入して下さい。

(○) 1. 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかる情報を公表しなければならない。

(道路運送法第29条の3)

(×) 2. 旅客自動車運送事業者は、事業報告書及び輸送実績報告書を毎年5月31日までに管轄する運輸支局に提出しなければならない。

(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)

(×) 3. 一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が火災を起こした場合、旅客に被害がなければ事故報告は不要である。 (事故報告規則第2条)

(○) 4. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を收受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りでない。 (運輸規則10条)

(○) 5. 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

(道路運送法第27条、運輸規則第21条)

- (○) 6. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求めてはならない。 (道路運送法第30条)
- (×) 7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。 (運輸規則第47条)
- (○) 8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が退職等により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを3年間保存しなければならない。 (道路運送法第27条1項、運輸規則第37条第2項)
- (○) 9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。 (道路運送法第20条)
- (○) 10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。 (道路運送法第25条)
- (○) 11. 一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない。 (運輸規則第4条)
- (○) 12. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。 (運輸規則第2条)
- (×) 13. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に車掌を乗務させる必要はない。 (運輸規則第15条)
- (×) 14. 事業者は、自動車の事故により十人以上の負傷者を生じた場合、当該事故があつた日から三十日以内に当該事故ごとに自動車事故報告書を三通提出しなければならないが、運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなった場合には、自動車事故報告書を提出する必要はない。 (事故報告規則第3条)
- (×) 15. 運行管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。 (車両法施行規則第32条)

問3 次の法令等の（ ）にあてはまる語句を下の枠内から選び記号を記入して下さい。

1. 国土交通大臣は、事業者の運賃及び料金が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、（セ）を定めてその運賃及び料金を変更すべきことを命ずることができる。
- （コ）事情に照らして著しく不適切であり、旅客の（ウ）するおそれがあるものであるとき。
 - 特定の旅客に対し不当な（エ）取扱いをするものであるとき。
 - 他の事業者との間に不当な（ア）を引き起こすおそれがあるものであるとき
- (道路運送法第9条)

ア. 競争 イ. 連携 ウ. 利益を阻害 エ. 差別的 オ. 需要

カ. 違反 キ. 優先的 ク. 変更 ケ. 協議会 コ. 社会的経済的

サ. 条件 シ. 利便を向上 ス. 公共の福祉 セ. 期限 ソ. 適合

2. 道路運送法は（シ）と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の（ス）の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、（エ）を確保し、道路運送の（カ）の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて（キ）を増進することを目的とする。

(道路運送法第1条)

- ア. 供給 イ. 道路交通法 ウ. 車両数 エ. **輸送の安全** オ. 適正な運営
- カ. **利用者** キ. **公共の福祉** ク. 道路運送車両法 ケ. 事業者 コ. 訪日外国人
- サ. 利益 シ. **貨物自動車運送事業法** ス. **需要** セ. 旅客の利便 ソ. 旅行業法

3. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の（シ）の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める（ク）ごとに、運行管理者資格者証の交付受けている者のうちから、（キ）を選任しなければならない。 (道路運送法第23条)

- ア. 所有権 イ. 点検 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 技術の向上
- カ. 運営を適正 キ. **運行管理者** ク. 営業所 ケ. 利益 コ. 走行距離
- サ. 適切な時期 シ. **運行の安全** ス. 迅速 セ. 公共の福祉 ソ. 繼続
- ス. 目的地 チ. 公害の防止 ツ. 重大な事故 テ. 火災 ト. 保護